

令和 5 年度 くじゅう地区管理運営協議会 総会

審議事項

議題

1. 議案第 1 号 正会員の退会について
2. 議案第 2 号 新規正会員の入会について
3. 議案第 3 号 令和 4 年度事業報告および決算報告、
会計監査報告について
4. 議案第 4 号 令和 5 年度 運営方針ならびに取組目標
及び事業計画（案）、予算（案）について
5. その他

日 時：令和 5 年 5 月 17 日（水） 15:30～17:00

場 所：法華院温泉高原テラス

1. 議案第1号 くじゅう地区管理運営協議会 正会員の退会について

くじゅう地区管理運営協議会規約第8条1項に基づき、以下の正会員として退会しようとする者の退会の承認を求める。

- ・ おおいた観光サービス株式会社（オーベルジュ・コスモス）

2. 議案第2号 くじゅう地区管理運営協議会 新規正会員の入会について

くじゅう地区管理運営協議会規約第6条1項に基づき、以下の正会員として入会しようとする者の入会の承認を求める。

・くじゅうビバレッジ株式会社

3. 議案第3号

令和4年度事業報告

1. ビジターセンター等管理運営事業

- (1) 長者原ビジターセンター等（タデ原木道を含む）の管理運営を環境省から受託し、職員を雇用して施設等の適切な維持管理を行った。【来館者数：121,707人（前年比約3%増）】
- (2) くじゅうの自然を紹介した展示の作成・更新を行う。展示には英語訳やフリガナをつけるだけでなく、視認性を向上させるなど、アクセシビリティ・バリアフリーへの配慮をおこなった。
- (3) 九重の自然を守る会の協力により、タデ原湿原を利用した自然観察会を開催するとともに、SNS等で広報をおこなった。【45回、292人】
- (4) 職員による国立公園レクチャー及び行政機関をはじめとする関係者の視察研修などの受け入れを実施した。【レクチャー17回、658人 視察3回13人】
- (5) ビジターセンターを拠点とする夜間の協力金付ツアーを企画し開催した。【2回、32人】
- (6) 「くじゅうだより」を年4回発行し、関係各所で配布する。また、タデ原やくじゅう連山の自然情報を、利用者及び協議会会員にメールマガジンなどで提供した。【配信回数32回】
- (7) ホームページやSNS（フェイスブック・インスタグラム）を活用してくじゅう地域の最新情報を発信した。また1月からtwitterアカウントを新設し毎日更新している。【FB更新82回・フォロワー6,883人、インスタ54回、フォロワー2,753人】
- (8) タデ原マップや周辺情報をQRコードを利用した電子データにて提供できるようにした。
- (9) ビジターセンターカウンターで、くじゅう地域の自然を紹介するオリジナル商品を販売した。また、くじゅう連山の植物を紹介するポケット図鑑の制作を継続した。
- (10) 物品販売レジにおいて電子決済サービスAirペイを導入し、現金の他クレジットカードや電子マネー等にも対応した。
- (11) ビジターセンターの館内清掃及び物品の整頓を励行し、快適な環境を維持した。
- (12) ビジターセンター内で来館者アンケートを年2回実施するとともに、アンケート結果を受けて展示や応対を改善した。
- (13) 毎年3月末に実施されるタデ原の野焼きに備え、タデ原木道沿いの防火線切りを行った。

2. 自然環境保全・調査活動

- (1) タデ原や沢水におけるモニタリングサイト1000の調査支援と情報発信を行った。
- (2) 飯田高原野焼き実行委員会や竹田市に協力し、くじゅう地域の野焼き活動を支援した。また飯田高原野焼き実行委員会主催の野焼き講習会等を支援するためのヒアリング等に参加した。さらに阿蘇地域の野焼きについて現地視察及びヒアリングをおこなった。
- (3) くじゅう地域の野焼きの課題について、各団体や市町村へヒアリングを行うとともに、その解決方法について検討した。
- (4) 関係団体によるオオハongoンソウ駆除活動などの生態系保全活動については、資材提供や作業協力等を通して活動を支援するとともに、物品の適切な管理を行った。
- (5) 自然公園クリーン作戦に軍手や飲料等の提供を行い、美化意識の普及啓発を行った。
- (6) 大分県や九重町をはじめとするくじゅう地域の自然環境保全に関係する委員会に委員として協力した他、環境保全活動を行う正会員の活動を支援した。

3. 登山道等整備活動

- (1) くじゅう連山の道迷いが多い箇所を中心に、2基の道標の設置・交換作業を行った（ローマ字併記）。
【設置箇所：東千里ヶ浜、池窪分岐】また久住高原農業高校の清掃登山の取材を実施した他、玖珠美山高校と坊原登山道の保全整備活動を実施した。
- (2) 関係機関へ登山道の保全・維持管理作業に必要な資材（道具、消耗品）を提供するとともに、物品の適切な管理を行った。整備資材は脱プラスチック化を推進した。
- (3) 会員と利用者との協働による登山道保全整備活動の実施を支援した。
- (4) くじゅう地域の登山道に関する情報を収集し、利用者や関係機関に提供した。特にホームページ上では登山道危険箇所を地図化し情報提供をおこなった。
- (5) 正会員活動助成事業として、4件の登山道保全活動の助成を行った。【みちくさ案内人倶楽部：登山バス池窪ルート、ネイチャーガイドクラブ：黒岩山・泉水山、指山、坊原】

4. 教育普及・啓発活動

- (1) タデ原に関する保全活動を行う、「チームタデ原」（九重町内小学校4年生～中学校3年生）の活動を実施した。夏には鹿島干潟と交流した。【実施数8回】
- (2) 九重町の小学校の総合学習において、タデ原を題材とした環境学習の支援活動を行った他、中学校の職場体験を受け入れた。【実施数5回】
- (3) タデ原や館内展示、SNSなどで草こづみなど伝統的な環境保全活動を紹介した。
- (4) 「登山ミニレクチャー」など国立公園の利用マナー向上のための普及啓発活動やマナーチラシ（多言語化）の制作・配布を行う。
- (5) 全国草原再生ネットワークや、西日本自然史系博物館ネットワーク等に参加し、会員に随時情報提供を行う。
- (6) ホームページを改修し、閲覧者が利用しやすいようメニュー変更、SNSアイコンのトップページ表示、周辺施設紹介やくじゅうを守るボランティア・協力金ツアー紹介ページ作成など、HP全体の大幅な改修を行った。
- (7) 正会員向け研修会として「くじゅうの自然・登山・救命講習会」を実施した。
- (8) 正会員活動助成事業として、1件の教育普及・啓発活動を助成した【九重ふるさと自然学校：くじゅうの魅力伝えるワークショップ】

5. その他受託事業等

- (1) 環境省から公衆トイレや長者原園地の清掃管理業務を受託し、公園環境の整備向上に努めた。
- (2) 環境省及び大分県管理の登山道・遊歩道の巡視業務を受託し、登山道の安全管理を行った。
- (3) 環境省から利用者負担検討業務を受託し、公園内における各団体の実施するツアー等の情報を整理するとともに夜のタデ原を活用した協力金付ツアーの開発を行った。

6. 組織運営等

- (1) クラウド情報共有システム（サイボウズ）や勤怠管理システム（スマレジタイムカード）を導入し、利用者予約受付や職員間のスケジュール等の共有をはかり業務環境を改善した。
- (2) ビジターセンター内に併設された飯田高原観光案内所と連携し、利用者への情報提供を充実させた。
- (3) 賛助会費及び寄付金のWeb決済制度の導入について検討した。
- (4) 職員の経験や知識に応じたOJTを含む各種研修に取り組む環境を整備した。また職員の健康維持と業務上の事故防止を徹底した。

令和4年度 一般会計 収支決算書

(収入の部)

項目	当初予算額	補正要求額	補正後予算額	決算額	比較増減	摘要
前年度繰越金	3,883,570	0	3,883,570	3,883,570	0	
前年度繰越金(運営管理6ヶ月分)	12,000,000	0	12,000,000	12,000,000	0	
会費 正会員会費	2,460,000	0	2,460,000	2,460,000	0	
ビクターセンター等管理運営業務	14,982,000	0	14,982,000	14,982,000	0	
長者原園地・トイレ清掃管理業務	989,000	0	989,000	989,000	0	
登山道巡視委託(環境省)	687,000	0	687,000	687,000	0	
利用者負担検討業務(環境省)	451,000	0	451,000	451,000	0	
登山道巡視委託(大分県)	968,000	0	968,000	968,000	0	
登山道緊急巡視委託(大分県)	0	91,300	91,300	91,300	0	R4.9台風14号通過のため
物品販売費	2,000,000	0	2,000,000	2,816,800	816,800	
雑収入	9,430	700	10,130	134,277	124,147	委員報酬、イベント参加費等
収入合計	38,430,000	92,000	38,522,000	39,462,947	940,947	

(支出の部)

項	目	当初予算額	補正要求額	補正後予算額	決算額	比較増減	摘要
会議費		100,000	0	100,000	30,796	▲ 69,204	役員会・総会会場費
管理費	人件費	17,260,000	92,000	17,352,000	16,457,244	▲ 894,756	
	給与	14,960,000	92,000	15,052,000	14,296,459		
	社会保険料等	2,300,000	0	2,300,000	2,160,785		
	研修交通費	500,000		500,000	317,541	▲ 182,459	コロナのため外地での研修縮小
	VC等管理費	1,300,000	0	1,300,000	997,096	▲ 302,904	コピー機、クラウドソフト、VC特別清掃、タデ原木道防火線切り委託等
	租税公課費	1,200,000	0	1,200,000	1,012,400	▲ 187,600	消費税及び地方消費税等
	水道光熱費	120,000	0	120,000	36,660	▲ 83,340	水道組合費
	通信運搬費	500,000	0	500,000	212,338	▲ 287,662	電話・ネット・通知用切手等
	消耗品費	1,100,000	0	1,100,000	811,461	▲ 288,539	トイレ・展示・事務用品等
	備品費	700,000	0	700,000	635,955	▲ 64,045	マイクスピーカシステム、一眼レフカメラ、デジカメ、タブレット等
	修繕費	200,000	0	200,000	103,610	▲ 96,390	チェーンソー、PC修理費
	情報費	150,000	0	150,000	92,648	▲ 57,352	新聞、雑誌等
	計	23,030,000	92,000	23,122,000	20,676,953	▲ 2,445,047	
事業費	販売物品仕入費	1,800,000	0	1,800,000	1,335,262	▲ 464,738	
	計	1,800,000	0	1,800,000	1,335,262	▲ 464,738	
くじゅう環境保全特別会計繰出金		1,500,000	0	1,500,000	1,500,000	0	特別会計へ
次年度管理費積立金(6ヵ月分)		12,000,000	0	12,000,000	0	▲ 12,000,000	
支出合計		38,430,000	92,000	38,522,000	23,543,011	▲ 14,978,989	

次年度繰越金 39,462,947 — 23,543,011 = 15,919,936

(次年度管理費積立金6ヵ月分 12,000,000円含む)

令和4年度 正会員会費 内訳

正会員名		本年度予算額	決算額	比較増	摘要
大分県		185,000	185,000	0	
九重町		1,000,000	1,000,000	0	
竹田市		300,000	300,000	0	
由布市		100,000	100,000	0	
九重・飯田高原観光協会		150,000	150,000	0	
筋湯温泉観光協会		100,000	100,000	0	
釜ノ口温泉観光協会		30,000	30,000	0	
特定非営利活動法人 竹田市観光ツーリズム協会		50,000	50,000	0	
飯田高原観光株式会社 (長者原ヘルスセンター)		45,000	45,000	0	
株式会社おおい観光サービス (オーベルジュ・コスモス)		45,000	45,000	0	
やまなみ観光株式会社 (レストハウスやまなみ)		45,000	45,000	0	
有限会社みやま商店 (SHERPA KUJU BASE)		10,000	10,000	0	
寒の地獄株式会社 (寒の地獄旅館)		10,000	10,000	0	
有限会社星生温泉 (九重星生ホテル)		30,000	30,000	0	
株式会社まきのとコーポレーション (九重観光ホテル)		10,000	10,000	0	
九重ヒュッテ		10,000	10,000	0	
株式会社エル・ランチョ・グランデ		10,000	10,000	0	
株式会社牧ノ戸 (牧ノ戸峠売店)		20,000	20,000	0	
大分県農業共同組合 (飯田高原ドライブイン)		20,000	20,000	0	
有限会社法華院温泉	法華院温泉山荘	30,000	30,000	0	
	法華院温泉 高原テラス	15,000	15,000	0	
有限会社くじゅう倶楽部		20,000	20,000	0	
九重森林公園株式会社		30,000	30,000	0	
株式会社橋本建設		25,000	25,000	0	
株式会社ア・マ・ファソン (オーベルジュ ア・マ・ファソン)		10,000	10,000	0	
株式会社星野リゾート (界 阿蘇)		20,000	20,000	0	
飯田高原デザイン会議		10,000	10,000	0	
特定非営利活動法人 久住高原みちくさ案内人倶楽部		10,000	10,000	0	
一般財団法人セブン・イレブン記念財団 (九重ふるさと自然学校)		10,000	10,000	0	
有限会社吉武建設 (くじゅうやまなみキャンプ村)		20,000	20,000	0	
特定非営利活動法人 くじゅうネイチャーガイドクラブ		10,000	10,000	0	
株式会社レゾネイト (レゾネイトクラブくじゅう)		10,000	10,000	0	
公益財団法人 九電みらい財団		10,000	10,000	0	
一般財団法人 TAO文化振興財団		10,000	10,000	0	
くじゅう地区パークボランティアの会		10,000	10,000	0	
有限会社スパ・グリネス (スパ・グリネス)		10,000	10,000	0	
ラフクリエイション株式会社 (天空の大地久住高原ホテル)		10,000	10,000	0	
温泉コスメティック株式会社 (赤川温泉赤川荘)		10,000	10,000	0	
ここのえまち総合サービス株式会社 (長者原ビジターセンター観光案内所)		10,000	10,000	0	
正会員会費合計		2,460,000	2,460,000	0	

令和4年度 くじゅう環境保全特別会計 収支決算書

(収入の部)

項目	本年度予算額(円)	決算額(円)	比較増減	摘要
前年度繰越金	2,691,540	2,691,540	0	
賛助会員会費	300,000	374,496	74,496	個人会員97件、団体会員8件
寄付金	1,000	648,479	647,479	募金箱 278,344円 寄付金申込分 33,035円 ツアー等協力金 337,100円
一般会計繰入金	1,500,000	1,500,000	0	一般会計より
雑収入	460	26	▲ 434	
収入合計	4,493,000	5,214,541	721,541	

(支出の部)

項目	本年度予算額(円)	決算額(円)	比較増減	* 摘要 (* 万円)
自然環境保全・調査活動費	800,000	568,562	▲ 231,438	各団体活動支援費(35)、野焼き活動支援(15)、クリーン作戦(3)、調査その他(2)
登山道等整備活動費	1,200,000	1,060,193	▲ 139,807	道標2基(23)、道標設置委託(16)、黒岩・泉水整備(16)、大船登山道整備(15)、指山整備(13)、坊原整備(12)、登山道資材(7)、玖珠美山高校整備(2)
教育普及・啓発活動費	800,000	639,885	▲ 160,115	HP改修(18)、くじゅうだより(15)、チームタデ原(10)、標本制作(7)、HP維持管理(6)、正会員講習会(2)、ネットワーク会費(1)
合計	2,800,000	2,268,640	▲ 531,360	
予備費	920,000	0	▲ 920,000	
支出合計	3,720,000	2,268,640	▲ 1,451,360	

次年度繰越金 5,214,541 — 2,268,640 = 2,945,901

会計監査報告

規約第 10 条 4 項の規定により、令和 4 年度の会務並びに会計を監査した結果、証拠書類及び帳簿等の内容は、適正に処理されていることを認めます。

令和 5 年 5 月 7 日

くじゅう地区管理運営協議会
監事 九重・飯田高原観光協会 会長

工田 恒久 

監事 有限会社スパークリネス 会長

渡邊 秀雄 

4. 議案第4号 令和5年度 運営方針ならびに取組目標及び事業計画(案)
令和5年度くじゅう地区管理運営協議会 運営方針ならびに取組目標
くじゅう地区管理運営協議会 運営目的と事業範囲 「この協議会は、何のために、何をする組織なのか」

規約第3条 協議会は、長者原ビジターセンター等施設の維持管理並びにくじゅう山群における自然環境保全活動及び利用者への適正な指導と適正な利用の推進を行い、持続可能な発展に寄与することを目的とする

規約第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 長者原ビジターセンター等施設の管理運営
- (2) くじゅう山群及び長者原地区の自然環境保全活動
- (3) 公園利用者への情報提供及び適正な利用の推進
- (4) 登山道等の保全・維持管理活動
- (5) 公園利用者への適正な指導啓発及び教育普及活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

【事業項目】規約4条の「実施事業」の部分は、次のように整理されています。

- (1)(3)(5)の部分=> **I ビジターセンター等施設管理運営事業**
(2)の部分=> **II 自然環境保全・調査活動**
(4)の部分=> **III 登山道等整備活動**
(5)(6)の部分=> **IV 教育普及・啓発活動**
(6)の部分=> **V その他目的にかなう受託事業**

【運営方針】令和5年度は、これらの事業を次の方針に沿って実行します。

- ① 長者原ビジターセンター来館者やインバウンド対応の改善をはかり、国立公園利用者に快適なサービスと有用な情報をお届けするよう努めます。
- ② 協議会会員の中間支援組織として、関係団体との協働を重視するとともに、利用者負担制度をもとにした保全の仕組みづくりに協力します。
- ③ 情報のデジタル化とアクセシビリティの向上をはかり、利用者の利便や安全確保、業務の効率化に努めます。

上記の運営方針のもとで、各事業および組織運営における「令和5年度取組目標」を次の通り掲げます。

事業Ⅰ／ビジターセンター等運営

目標：インバウンドを含む来館者に快適かつ利用しやすいサービスを提供して安心感、満足感を感じていただけるような館内環境を整備し、利用者負担制度を含めた幅広い情報発信に取り組む。

- ア インバウンドを意識したくじゅうの自然と保全活動の情報提供と情報へのアクセシビリティの向上(①②)
イ 物品販売の充実と電子決済サービスの運用(①③)
ウ 来館者アンケートを基にした利用者の利便性確保(③)

事業Ⅱ／自然環境保全・調査

目標：協議会会員や関係団体と連携し、地域に密着した環境保全活動・調査活動を安全に留意して行う。

- ア 地域団体と連携し希少種を含む動植物の生育状況を記録(②)
イ 野焼き時の安全な実施体制構築への協力(②③)
ウ 生態系保全活動への資材提供の充実・作業協力と物品の適切な管理(②③)

事業Ⅲ／登山道等整備

目標：国立公園の利用者が安全・快適に登山を楽しめるよう、執行者や地域団体等と協力して、安全面・環境面に配慮しながら登山環境を整備する。

- ア 登山道整備の資材提供や活動への参加・協力(②)
イ 地域団体による登山道整備活動の支援(②)
ウ 登山道の情報へのアクセスの改善(①③)

事業Ⅳ 教育普及・啓発

目標：地域の団体や学校等と協力して、くじゅうを守る人材の育成やくじゅうを楽しむ人々の意識啓発に取り組む。

- ア 「チームタデ原」による外部湿地交流会の推進(②)
イ レクチャー事業等の実施や受入れの推進(①②③)
ウ 地域団体の活動や協力金付イベントの紹介(②③)

事業Ⅴ その他受託事業等

目標：委託者と連絡を密にとりながら、くじゅうの環境保全や地区の発展に資する受託事業を遂行し、国立公園利用者の利便性を向上させる。

- ア 巡視受託遂行による登山環境の把握と改善(①)
イ 清掃受託遂行による公園環境の整備・向上(①)
ウ 利用者負担制度の受託による新たなツアーや保全活動の推進(①②)

組織運営 協議会の運営に関する業務

目標：関係団体と連携してインバウンドも含む情報を充実させるとともに、利用者負担の仕組み作りを充実させる。また業務環境のデジタル化等による事務局業務の効率化を図る。

- ア 観光案内所と連携したインバウンド向け情報発信の充実(①)
イ 賛助会費と寄付金の電子決済制度の導入や会議や管理業務におけるデジタル化の推進(②③)
ウ 地域での利用者負担制度の仕組み作りへの協力(①②)

令和5年度 事業計画（案）

1. ビジターセンター等管理運営事業

- (1) 長者原ビジターセンター等（タデ原木道を含む）の管理運営を環境省から受託し、職員を雇用して施設等の適切な維持管理を行う。
- (2) くじゅうの自然を紹介した展示の作成・更新を行う。展示は特にインバウンド対応を意識して英語訳をつけるだけでなく、視認性を向上させるなど、アクセシビリティ・バリアフリーへの配慮をおこなう。
- (3) 九重の自然を守る会の協力により、タデ原湿原を利用した自然観察会を開催するとともに、SNSで積極的な広報をおこなう。
- (4) 職員による国立公園レクチャー及び行政機関をはじめとする関係者の視察研修などの受け入れを実施する。
- (5) 「くじゅうだより」を年4回発行し、関係各所で配布する。また、タデ原やくじゅう連山の自然情報を、利用者及び協議会会員にメールマガジンなどで提供する。
- (6) ホームページやSNS（Twitter、Facebook、Instagram）を活用してくじゅう地域の最新情報を発信する。また利用者の情報入手が容易になるようSNSのプラットフォーム同士の連動をはかる。
- (7) くじゅう地域の自然を紹介するオリジナル商品等を開発し、ビジターセンター等で販売する。くじゅう連山登山マップについては、コースタイムなどの内容の改定をおこなう。また「くじゅう連山植物図鑑3」の作成をすすめる。
- (8) 物品販売レジにおいて導入された電子決済サービス（エアレジ）の運用をすすめる。
- (9) 館内清掃及び物品の整頓を励行し、快適な環境を維持する。
- (10) 来館者アンケートを実施するとともに、アンケート結果を受けて展示や応対を改善する。
- (11) 毎年3月末に実施されるタデ原の野焼きに備え、タデ原木道沿いの防火線切りを行う。

2. 自然環境保全・調査活動

- (1) 関係団体と協力し、希少種を含む動植物の生育状況を記録する。特に夜のタデ原の活用を意識して野生動物の調査を行う。
- (2) 飯田高原野焼き実行委員会や竹田市に協力し、くじゅう地域の野焼き活動を支援する。またくじゅう地域の野焼きの安全な実施体制について検討を行うとともに、野焼きに必要な背負い式水のうの更新をすすめる。
- (3) 関係団体によるオオハンゴンソウ駆除活動などの生態系保全活動については、資材提供や作業協力等を通して活動を支援するとともに、物品の適切な管理を行う。
- (4) 男池園地の保全と活用について由布市に協力して検討を行う。
- (5) 自然公園クリーン作戦等に協力し、美化意識の普及啓発を行う。
- (6) 環境省・大分県・九重町などのくじゅう地域の自然環境保全等に関係する委員会に委員として協力する。
- (7) 自然環境保全・調査活動を行う正会員の活動を助成する。

3. 登山道等整備活動

- (1) くじゅう連山の道標の制作・交換作業を行う。また地域の高校・団体と連携した登山道保全整備活動へ参加・協力する。
- (2) 関係機関へ登山道整備活動に必要な資材（道具、消耗品）を提供するとともに、物品の適切な管理を行う。
- (3) 遭難事故防止のため、公式登山テープを試作し会員団体へ配布する。
- (4) くじゅう地域の登山道に関する情報を収集し、利用者や関係機関に提供する。ホームページ上では登山道危険箇所を地図化し情報提供をおこなう。
- (5) 登山道整備が必要な路線のピックアップとデータベース化の構築を検討する。
- (6) 登山道等整備活動を行う正会員の活動を助成する。

4. 教育普及・啓発活動

- (1) タデ原の保全活動を行う、「チームタデ原」（九重町内小学校4年生～中学校3年生）の活動を随時実施する。また県外のラムサール条約登録湿地との交流を実施する。
- (2) 九重町・竹田市・由布市等の小中学校の総合学習等において、タデ原やくじゅう連山を題材とした環境学習を推進する。
- (3) 「登山ミニレクチャー」など国立公園の利用マナー向上のための普及啓発活動やマナーチラシ（多言語化）の制作・配布を行う。
- (4) 全国草原再生ネットワークや、西日本自然史系博物館ネットワーク等に参加し、会員に随時情報提供を行う。
- (5) ビジターセンター館内展示・ホームページ・SNSで地域団体の活動や協力金付ツアーの紹介をする。
- (6) 教育・普及啓発活動を行う正会員の活動を助成する。

5. その他受託事業等

- (1) 環境省から公衆トイレや長者原園地の清掃管理業務を受託し、公園環境の整備向上に努める。
- (2) 環境省及び大分県管理の登山道・遊歩道の巡視業務を受託し、登山道の安全管理を行う。
- (3) 環境省から利用者負担検討業務の受託を検討し、天候に左右されない協力金付ツアーの素材の収集・調査を行う。

6. 組織運営等

- (1) 業務連絡や勤怠管理だけでなく、会議や管理業務におけるデジタル化を推進する。
- (2) ビジターセンター内に併設された飯田高原観光案内所と連携し、特にインバウンド向けの情報提供を充実させる。
- (3) 賛助会費及び寄付金のWeb決済制度を導入し、賛助会員及び寄付制度の拡充に努める。また賛助会員制度の特典の見直しと運用の効率化をはかる。
- (4) 大分県主催オーバーユース対策部会における入山料の試験導入と保全の仕組み作りに協力する。
- (5) 職員の経験や知識に応じたOJTを含む各種研修に取り組む環境を整備する。また職員の健康維持と業務上の事故防止を徹底する。

令和5年度 一般会計 予算(案)

(収入の部)

項目	本年度 予算額(円)	前年度(補正後) 予算額(円)	比較増減	摘要
前年度繰越金	3,919,936	3,883,570	36,366	
前年度繰越金(管理費積立金6ヶ月分)	12,000,000	12,000,000	0	4～9月分運営管理費等
正会員 会費	2,450,000	2,460,000	▲ 10,000	正会員会費内訳
ビジターセンター等管理運営業務	15,378,000	14,982,000	396,000	環境省
長者原園地・トイレ清掃管理業務	987,800	989,000	▲ 1,200	環境省
登山道巡視委託(環境省)	687,500	687,000	500	環境省
利用者負担検討業務(環境省)	462,000	451,000	11,000	環境省
登山道巡視委託(大分県)	972,400	968,000	4,400	大分県
登山道緊急巡視委託(大分県)	0	91,300	▲ 91,300	大分県
物品販売費	2,500,000	2,000,000	500,000	物品販売
雑収入	12,364	10,130	2,234	預金利子、各種委員報酬等
収入合計	39,370,000	38,522,000	848,000	

*その他の受託事業や補助事業の申請を行う可能性あり

(支出の部)

項	目	本年度 予算額(円)	前年度(補正後) 予算額(円)	比較増減	摘要
会議費		200,000	100,000	100,000	会議等
管理費	人件費	18,100,000	17,352,000	748,000	
	給与	15,650,000	15,052,000		正規3、臨時1、パート職員
	社会保険料等	2,450,000	2,300,000		社会保険・労災保険等 事業所負担分
	研修交通費	600,000	500,000	100,000	職員研修、自然情報収集交通費等
	VC等管理費	1,500,000	1,300,000	200,000	コピー機、特別清掃、木道防火線切り、クラウドソフト契約等
	租税公課	1,200,000	1,200,000	0	消費税、法人税等
	水道光熱費	120,000	120,000	0	水道組合負担金、灯油代等
	通信運搬費	400,000	500,000	▲ 100,000	協議会通知等・電話・インターネット等
	消耗品費	1,100,000	1,100,000	0	事務用品、清掃用品、展示用品等
	備品費	600,000	700,000	▲ 100,000	PC、LAN増設、タブレット、雨天時アクティビティ用品等
	修繕費	200,000	200,000	0	備品等修繕
	情報費	150,000	150,000	0	新聞、登山系雑誌、図鑑等
	計	23,970,000	23,122,000	848,000	
事業費	販売物品仕入費	1,800,000	1,800,000	0	物品仕入、オリジナル図鑑作成等
	計	1,800,000	1,800,000	0	
くじゅう環境保全特別会計繰出金		1,400,000	1,500,000	▲ 100,000	
次年度管理費積立金(6ヵ月分)		12,000,000	12,000,000	0	次年度4～9月分運営管理費
支出合計		39,370,000	38,522,000	848,000	

令和5年度 正会員会費 内訳(案)

正会員名	本年度予算額	前年度予算額(補正後)	比較増	摘要
大分県	185,000	185,000	0	
九重町	1,000,000	1,000,000	0	
竹田市	300,000	300,000	0	
由布市	100,000	100,000	0	
九重・飯田高原観光協会	150,000	150,000	0	
筋湯温泉観光協会	100,000	100,000	0	
釜ノ口温泉観光協会	30,000	30,000	0	
特定非営利活動法人 竹田市観光ツーリズム協会	50,000	50,000	0	
飯田高原観光株式会社 (長者原ヘルスセンター)	45,000	45,000	0	
株式会社おおいの観光サービス (オーベルジュ・コスモス)	0	45,000	▲ 45,000	R4.3.31退会
やまなみ観光株式会社 (レストハウスやまなみ)	45,000	45,000	0	
有限会社みやま商店 (SHERPA KUUU BASE)	10,000	10,000	0	
寒の地獄株式会社 (寒の地獄旅館)	10,000	10,000	0	
有限会社星生温泉 (九重星生ホテル)	30,000	30,000	0	
株式会社まきのとコーポレーション (九重観光ホテル)	10,000	10,000	0	
九重ヒュッテ	10,000	10,000	0	
株式会社エル・ランチョ・グランデ	10,000	10,000	0	
株式会社牧ノ戸 (牧ノ戸峠売店)	20,000	20,000	0	
大分県農業共同組合 (飯田高原ドライブイン)	20,000	20,000	0	
有限会社法華院温泉	法華院温泉山荘	30,000	30,000	0
	法華院温泉 高原テラス	15,000	15,000	0
有限会社くじゅう倶楽部	20,000	20,000	0	
九重森林公園株式会社	30,000	30,000	0	
株式会社橋本建設	25,000	25,000	0	
株式会社ア・マ・ファソン (オーベルジュ ア・マ・ファソン)	10,000	10,000	0	
株式会社星野リゾート (界 阿蘇)	20,000	20,000	0	
飯田高原デザイン会議	10,000	10,000	0	
特定非営利活動法人 久住高原みちくさ案内人倶楽部	10,000	10,000	0	
一般財団法人セブン・イレブン記念財団 (九重ふるさと自然学校)	10,000	10,000	0	
有限会社吉武建設 (くじゅうやまなみキャンプ村)	20,000	20,000	0	
特定非営利活動法人 くじゅうネイチャーガイドクラブ	10,000	10,000	0	
株式会社レゾネイト (レゾネイトクラブくじゅう)	10,000	10,000	0	
公益財団法人 九電みらい財団	10,000	10,000	0	
一般財団法人 TAO文化振興財団	10,000	10,000	0	
くじゅう地区パークボランティアの会	10,000	10,000	0	
有限会社スパ・グリネス (スパ・グリネス)	10,000	10,000	0	
ラフクリエイション株式会社 (天空の大地久住高原ホテル)	10,000	10,000	0	
温泉コスメティック株式会社 (赤川温泉赤川荘)	10,000	10,000	0	
ここのえまち総合サービス株式会社 (長者原ビジターセンター観光案内所)	10,000	10,000	0	
株式会社くじゅうビレッジ	35,000		35,000	新規
正会員会費合計	2,450,000	2,460,000	▲ 10,000	

令和5年度 くじゅう環境保全特別会計 予算(案)

項目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	比較増減	摘要
前年度繰越金	2,945,901	2,691,540	254,361	令和4年度賛助会費、寄付金等含
賛助会員会費	350,000	300,000	50,000	賛助団体8団体 他
寄付金	500,000	1,000	499,000	寄付金等
一般会計繰入金	1,400,000	1,500,000	▲ 100,000	一般会計より
雑収入	99	460	▲ 361	
収入合計	5,196,000	4,493,000	703,000	

(支出の部)

項目	本年度予算額(円)	前年度予算額(円)	比較増減	* 摘要 (*万円)
自然環境保全・調査活動費	1,200,000	900,000	300,000	活動支援(35)、背負い式水のう(25)、野焼き支援(20)、外来種等(13)、活動助成(20)、調査活動(5)、その他
登山道等整備活動費	1,300,000	1,200,000	100,000	活動助成(56)、道標(20)、道標設置委託(20)、登山道保全資材(17)、公式テープ(10)、その他
教育普及・啓発活動費	1,000,000	1,000,000	0	HP改修Web決裁(20)、チームタデ原県外交流(15)チームタデ原(10)、活動助成(12)、HP保守(6)、その他
合計	3,500,000	3,100,000	400,000	
予備費	1,696,000	1,393,000	303,000	
支出合計	5,196,000	4,493,000	703,000	

(名称)

第1条 本会は、くじゅう地区管理運営協議会（以下「協議会」という）と称する。但、通称名称として「くじゅうファンクラブ」を使用する。

(事業所)

第2条 協議会の事務所を大分県玖珠郡九重町大字後野上 九重町役場 内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、長者原ビジターセンター等施設の維持管理並びにくじゅう山群における自然環境保全活動及び利用者への適正な指導と適正な利用の推進を行い、持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 長者原ビジターセンター等施設の管理運営
- (2) くじゅう山群及び長者原地区の自然環境保全活動
- (3) 公園利用者への情報提供及び適正な利用の推進
- (4) 登山道等の保全・維持管理活動
- (5) 公園利用者への適正な指導啓発及び教育普及活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第5条 協議会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同する環境省・大分森林管理署・大分西部森林管理署・大分県・九重町・竹田市・由布市・飯田高原観光協会・筋湯温泉観光協会・釜ノ口温泉観光協会・竹田市観光ツーリズム協会・長者原地区及びくじゅう山群に関係する個人又は団体
- (2) 賛助会員は、この会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した者

(入会)

第6条 前条第1号に規定する正会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を得るものとする。

2 前条第2号に規定する賛助会員として入会しようとする者は、別途定める規則により賛助会員とする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 10,000円以上とする。なお、総会において認められた場合はこの限りでない。

(2) 賛助会員 別途定める賛助会員における規則のとおり

2 災害等の事由により会費の納入が困難な者には、本人の申請及び会長の承諾を経て会費の減免をすることができる。また、その他減免の必要がある場合においても会長が決定し、正会員へ報告する。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し、次回総会で退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき又は団体が解散したとき

(2) 会費を2年以上納入しないとき

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

理 事 若干名

監 事 2名

2 会長は九重町長とし、理事及び監事は、正会員の中から互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

4 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第10条 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は会長の職務を代行する。

3 理事は、会務を執行する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(幹事)

第11条 協議会の運営に関する業務を処理するため幹事を置く。

2 幹事は、正会員の中から役員会に諮り会長が委嘱する。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮り会長が委嘱する。

(事務局)

第13条 総会の決定に基づき協議会の運営を円滑に行うこと及び第4条に定める事業を実施するため事務局を置く。

2 事務局は次の各号に掲げる者をもって組織し、会長が任命する。

(1) 本協議会が直接雇用する職員

(2) 第5条第1号に定める正会員中、地方公共団体の職員

3 本協議会が直接雇用する職員は会長が決定する。

4 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

5 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。

6 協議会の庶務は、事務局長が総括する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、総会、役員会、幹事会とし会長が招集する。

2 総会は、正会員をもって構成し、会長が議長を務め、年に1回開催（通常総会）するものとする。また、総会は以下の事項について議決する。ただし、必要があるときは臨時に開催（臨時総会）できるものとする。

(1) 本規約の改正に関する事

(2) 解散に関する事

(3) 正会員の入会及び退会に関する事

(4) 事業の計画及び収支予算並びにその変更に関する事

(5) 事業報告及び収支決算に関する事

(6) 役員の選任又は解任に関する事

(7) その他会の運営に関する重要事項に関する事

3 役員会は、必要に応じて開催し、会長が議長を務め、本規約第11条第2項及び第12条第2項に関する事並びに総会に付すべき事項についての審議及び職員の労務に関する事（就業規則や給与、手当等を含む）を決定する。

4 幹事会は、随時開催し会の活動を企画立案し審議する。

5 会議は、それぞれ構成の過半数の出席がなければ開催することができない。

6 総会及び役員会の議事は、それぞれ出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、総会における本規約の変更においては、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

7 幹事会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、決定を保留して、次の幹事会に再び提案することができる。

8 やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(会長の専決)

第15条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認められるとき、招集が困難であることが明らかであると認めるとき又は総会の権限に属する事項で軽易な事項については、これを専決処分とすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(会計)

第16条 協議会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 会費、負担金及び助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第17条 協議会資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第19条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第20条 この規約の改廃は、総会において行う。

(附則)

本規約は、昭和58年8月1日から施行する。

改正 平成16年5月21日

改正 平成17年6月3日

改正 平成18年5月30日

改正 平成22年6月1日

改正 平成28年5月31日

改正 平成30年5月28日

改正 令和3年6月1日